

Title	八世紀の宮都造営：唐制との比較を通じて
Sub Title	The construction of ancient capitals in Eighth-century Japan : a comparison with the T'ang system
Author	十川, 陽一 (Sogawa, Youichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.3 (2006. 1) ,p.1(217)- 22(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八世紀の宮都造営

— 唐制との比較を通じて —

はじめに

八世紀の日本で立て続けに造営された宮都が、様々な面において中国の都城制の影響を受けていることはあらためて論ずるまでもなく、これまでも日中の比較研究によって多くの知見が得られている。また宮都以外についても、官司・制度の研究において日唐の比較が有効な方法であることも論を俟たない。東アジアに広く見られる「都城」というある種の普遍性の中で、日本の宮都が持つ固有性を把握することが近年の宮都研究の動向であるが、本稿でもこうした問題について、造営を担当した官司を通じて検討を加えたい。具体的には、唐で宮殿の造営などを掌った官司である将作監と、遷都・造都が頻繁に行われた八世紀の日本における造営官司を比較するこ

とにより、日本的な宮都造営体制の把握を試みるものである。

八世紀の宮都造営を担当した官司に関する先行研究としては、井上薫、岩本次郎、亀田隆之、今泉隆雄の各氏の研究が挙げられる。⁽¹⁾これらは主に、八世紀中最も長期にわたって存在し、宮都造営の中核官司であったと考えられる造営省について論及したものである。またこの他にも清水みき氏の長岡京造営についての論考や、木工寮に関する長山泰孝氏の研究、修理職についての松原弘宣氏の研究などが知られる。⁽²⁾これら諸研究によって、宮都の造営官司に関する基本的理解は充実したと言えよう。しかし先行諸研究の関心は主に個別官司の職掌の解明にあり、宮都造営の全体像は未だ明らかでない。加えてこれらの造営官司や造営体制が、日本の宮都を把握する上

でいかなる意味を持つのか、といった問題も残されているよう。本稿ではこうした問題について、唐の造営官司との比較を通じて検討していくこととする。以下早速本論に移りたい。

なお本文で引用する史料のうち、年次のみで史料名を掲げないものは全て『続日本紀』（以下『統紀』と略記）によるものとする。

一 唐将作監と木工寮

まずは唐制で宮殿造営を掌った将作監について見ていきたい。唐将作監は五監と呼ばれる実務官司の一つであり、職員令に規定される令制官司である。長官である大匠の職掌については、『六典』卷二十三によれば、

将作^(A)大匠之職、掌^(A)供^(A)邦国修建^(A)土木工匠之政令^(A)、

總^(B)四署三監百工之官属^(B)、以供^(B)其職事^(B)。少匠貳

焉^(B)。凡^(B)西京之大内、大明・興慶宮、東都之大内、上

陽宮、其内外郭・台・殿・楼・閣并仗舍等、苑内

宮・亭、中書・門下、左右羽林軍、左右萬騎仗、十

二閑廐屋宇等、謂^(C)之内作^(C)。凡^(C)山陵及京・都之太廟、

郊社諸壇・廟、京・都諸城門、尚書・殿中・秘書・

内侍省、御史台、九寺、三監、十六衛、諸街使、弩

坊、温湯、東宮諸司、王府官舍屋宇、諸街、橋、道等、並謂^(D)之外作^(D)。凡^(D)有^(D)建造營葺、分功度用、皆以委焉。(後略)

とあって、工匠を動員し、長安・洛陽を中心に造営を掌ったものであることが知られる。また前掲史料の(A)では詳細に示されていないものの、同じく『六典』によれば、建築諸部門を掌る左校・右校・中校・甄官の四署と、各地で材木の調達などにあたる百工以下の諸監が被官として存在しており、将作監が造営の中心的な官司であったことが確認される。

ところで前掲史料の(D)では「分功度用」とあるように、将作監が造営における事務的職掌をも担ったことが窺える。また同じく『六典』卷二十三に、

凡^(E)营造修理、土木瓦石不^(E)出^(E)於所司^(E)者、總^(E)料其数^(E)、

上^(E)于尚書省^(E)。

とあって、将作監の三等官である丞が、用度の調達・管理を担っていたことが知られる。これらから将作監が事務的職掌を担っていたことは疑いないであろう。しかし一方では獄官令に、

諸犯^(F)徒^(F)配^(F)居^(F)作者、在京送^(F)将作監^(F)。(後略)

とある様に、労働力を直接使役することができたと考え

られる事から、事務的職掌のみを掌ったものではなく現場においても主要な役割を担う官司であったことが窺える。すなわち唐将作監は、建築・事務・労働力の使役といった、造営に必要と思われる部門を一手に掌握した官司であると位置づけられよう。

また『新唐書』卷百九、列伝三十四、宗楚客伝には、宗楚客の邸宅造営に際して将作監の材が供出された例が見える。このことから将作監には資材を保有し、時に応じて他へ供出する機能も存したものと思われる。

唐将作監が造営を担う対象は、前掲史料の(B)、(C)に詳細に示されている。これらから、首都である長安、副都である洛陽それぞれの宮殿・官衙をはじめとし、宗廟や郊祀の壇などの造営も掌ったことが知られる。またこの他、『新唐書』卷九十一、列伝十六、姜行本伝には、姜行本が貞観年間に将作少匠として九成宮と洛陽宮の造営を、『旧唐書』卷八十九、列伝三十九、狄仁傑伝には、司農卿の韋機が将作監と少府監を領して恭陵や宿羽・高山・上陽等の離宮の作事に当ったこと、『唐会要』卷三十、諸宮の貞観十四年八月五日条には、将作大匠閻立德が襄城宮の造営を行った、などの記事が見え、離宮などの造営も担当する場合があったことが確認され

る。この様に唐将作監の造営対象は多岐にわたっていることが確認されよう。

さて日本の律令官制において、この将作監を継受して設置されたと考えられている官司は木工寮である。両者の継受関係を検討するにあたり、『令集解』に見える木工寮の職掌について簡単に確認しておきたい。

まず木工寮が持つ技術的な職掌として、職員令木工寮条本注の「営構木作」が挙げられる。令文及び集解からは具体的な内容は明らかにならないが、長山泰孝氏も指摘される如く、『延喜木工寮式』に見えるような雑器の製作や大嘗祭廻立殿設営がこれに含まれていたことは疑いなくであろう。また營繕令京内大橋条には京内大橋と宮城門前の橋の修理が規定されており、橋の修理といった比較的大がかりな作業にも対応したことが想定される。

ところで前掲職員令木工寮条本注の続きには「採材」とあって、木工寮が材木採集を担当したことが知られる。この材木採集については義解や穴記によれば、木工寮は自ら採集に向くのではなく、あくまで差配を行う官司であったと位置づけられている⁽⁴⁾。また賦役令雇役丁条の義解及び集解諸説によれば、木工寮が雇役を實

施するに際して必要な人員の数と種別を計上して主計寮にまわすとされている。⁽⁵⁾この他營繕令有所營造条集⁽⁶⁾解や、在京营造条の穴記によれば、⁽⁷⁾造営に関わる予算は木工寮が申告を行う、と説かれている。

この様に木工寮の職掌には技術的な職掌が見られる一方、造営における事務的な職掌も多いことが確認された。特に雇役については、八世紀における主要な労働力徴発手段と考えられているが、⁽⁸⁾その手続において木工寮が数量などの計算や人員の申告を行うことは、木工寮が八世紀の造営事業遂行に重要な役割を担っていたことを示すものである。またさきに、将作監には資材を他へ供給する機能があつた可能性を指摘した。これについても東宮職員令主工署条の穴記に「但此司者不取材。然則用木工寮材木耳。」とあるように、木工寮の材木を主工署に提供していたことが確認され、将作監と共通した職掌を看取できる。すなわち事務手続を担い、保有する材木を必要に応じて他へ供給するといった、造営事業全般に関わるという意味において、唐将作監と木工寮の職掌は共通していると言えよう。

ところで古瀬奈津子氏は、『通典』卷二十七職官部左校署条と職員令木工寮条の字句及び『通典』卷二十七職

官右校署条と職員令土工司条の字句に共通項が多いことを指摘された。⁽⁹⁾事実両者の文言はかなり近似しており、両者にはある程度の対応関係が認められよう。但し各官司の職掌や位置づけについて検討すると、単純な継受関係とは言い難い部分も見受けられる。例えば左校署と右校署は共に将作監被官であつて、長官である令の官品もともに従八品下と同格である。木工寮と土工司が左校署・右校署のそれぞれを単純に継受したものであれば両者はやはり同等であるべきかと思われるが、木工寮と土工司では「寮」「司」という位置づけからも明らかでない。木工寮が格上に設定されている。これに加えて木工頭の職掌には「採材」が含まれているが、土工正には同様の、資材調達に関わる職掌は見えない。こうした点から、木工寮と土工司は技術的職掌の面ではそれぞれ左校署と右校署に対応していると考えられるが、官制上の位置づけにおいては日本的な改変が加えられていると考えられよう。すなわち木工寮は、造営事業に必要な事務手続を担うという点において、将作監を継受したものと見て大過ないと考える。

以上の点において木工寮は、唐将作監に対応する官司として設置されたと考えられる。ところが諸史料にみえ

る木工寮の記事を検討する限り、実際の造営現場において主体的な役割を担ったとは考えがたく、この点において唐将作監とは著しい差異が存する。後述するように、宮都造営には造宮省をはじめとする令外官司が設置され、事に当たっている。現実の造営においては、これら令外官司が主たる役割を担ったと考えられ、木工寮が主体的に造営に関与したことは史料上も確認されない。既に長山泰孝氏の指摘もあるが、木工寮は唐将作監に比して規模も小さく、大規模造営を主体的に行いうる官司であったとは考えがたい。加えて前述の唐獄官令の規定の如く、唐将作監は囚人の動員が可能であったが、これに対応する養老獄令の犯徒応配居役条を見ると、

凡犯_レ徒_レ配_レ居_レ役_レ者、畿内送_レ京師_一。(後略)

とあって、唐令で「在京送_レ将作監_一」とあった部分は、日本令では「畿内送_レ京師_一」とされており、少なくとも木工寮に直接送られたものではない事が判明する。こうした囚人の動員は『令集解』職員令、囚獄司条件説に、(前略) 刑部省例。依_レ慶雲元年十二月廿六日太政官判。役_レ徒_レ人_一者。囚獄司令_下作_レ路橋_一及役_中雜事_上。囚獄司例。依_レ神龜元年六月四日太政官判。每_レ雨落日旦_一引_レ将_レ囚人等_一。使_レ掃_レ除_レ宮闕_一辺穢陋并東西厠等_一

也。(後略)

とあることから、囚獄司の管轄であったものと思われる。ここに見える橋の作事や宮城周辺の整備は前述の宮繕令京内大橋条にみえる木工寮の職掌と関わる部分であり、役された囚人は結果的に木工寮の管轄下に置かれた可能性もある。しかし制度上はあくまでも囚獄司の管轄であり、木工寮に直接囚人を役す権能はない。この点においても唐制との差異が認められよう。すなわち、造営官司である将作監が直接囚人を動員することが可能であった唐制と比して、木工寮の持つ囚人動員機能は著しく縮小されている。こうした点からも、木工寮が大規模造営を主体的に担う官司として設置されていたとは考えがたい。この様に制度の外見とは異なり、日本における宮都造営体制にあつては、令に規定される官司が事務手続から造営までの全てを担った唐制とは全く異なつたものであつたと思われる。すなわち八世紀の日本における宮都造営においては、令外に設置された造営官司の存在こそ重要な意味を持つものと考ええる。以下、これら令外の造営官司中最も長期にわたつて存在した造宮省を中心に検討を加えていきたい。

二 造宮省の職掌の範圍

造宮省は大寶元年に造宮官から昇格した造宮職が、平城京造宮前にさらに省へと昇格し、延暦元年に廃止されるまで宮殿造営を掌った令外官司である。その職掌については、龜田隆之、今泉隆雄両氏によれば、首都の宮殿を中心に離宮の造営をも担当したとされている。以下この点について検討したい。

まず首都の造営について確認することとしたい。平城京造宮時の和銅二年九月乙卯条に、

授大倭守從五位下佐伯宿禰男從五位上、造宮大丞從六位下臺忌寸宿奈麻呂從五位下。

とあり、また同月丁巳条では造宮將領已上が物を賜っている。これらはいずれも元明天皇の平城京行幸に際してのものであるが、今回の行幸で叙位・賜物が行われた記事はこの二点のみであり、特に進行中の平城京造宮との関連が想定される。また恭仁京造営に際しても、天平十四年正月癸丑条に、

天皇幸_二城北苑、宴_二五位已上。賜_レ祿有_レ差。特賚_二造宮卿正四位下智努王東繩六十疋・綿三百屯。以_レ勤_レ造_二宮殿_一也。(後略)

と、造宮卿である智努王が宮殿造営の功によって特に賞されており、造宮卿が大きな役割を果たしたと思われる。この他『家伝』下には養老五年のこととして、

其九月兼_二造宮卿_一。時年卅二。公將_二工匠等、案_二行宮内、仍_レ旧改作。由_レ是宮室嚴麗。人知_二帝尊_一とあつて、藤原武智麻呂が自ら造宮卿として宮城を改作したことが確認され、造宮省が宮殿修理も掌ったことが知られる¹⁰⁾。この様に、首都の宮殿造営・修理が造宮省の職掌であつたことは疑いない。

さて龜田、今泉両氏は、紫香樂宮造営と保良宮造営の二例によつて、造宮省が副都や離宮の造営も担当したものとされた。

まず紫香樂宮造営についてみていきたい。同宮は天平十七年ごろに首都化すると考えられており、それ以前は副都・離宮の様な存在であつたとみられる。同宮の造営は天平十四年八月癸未条に、

詔曰、朕、將_レ行_二幸近江国甲賀郡紫香樂村_一。即以_二造宮卿正四位下智努王、輔外從五位下高岡連河内等四人、為_二造離宮司_一。

とあるように、造宮卿である智努王と輔の高岡河内が派遣されている。この史料をもつて龜田、今泉の両氏は、

造離宮司は造宮省の統轄下にあったものであり、離宮造営も造宮省が担当することがあったとされた。

この時期の造宮省官人としては、巨勢奈豆麻呂・智努王の二卿、輔高岡河内、録秦下嶋麻呂の四名が確認される。⁽¹²⁾ さきの記事ではこれらのうち、二卿の一名と輔が「造離宮司」として紫香樂宮造営に派遣されている。このことから造宮省の機構や人材が紫香樂離宮造営に向向していることはほぼ間違いないであろう。しかしここで、兩名を含んだ四名の官人が造宮省の官人としてではなく、「造離宮司」として派遣されている点に注意したい。行幸に伴って「造離宮司」「造行宮司」「造頓宮司」などが任命される例が散見するが、⁽¹³⁾ これらはいずれも行幸と関連して設置される、前後次第司や装束司などと一連の性格を持った臨時の官であることが指摘されている。⁽¹⁴⁾ 紫香樂宮造営に造宮省の関与があつた点は否定しないが、あえて行幸に伴う臨時の官として編成されている点を重視すべきであろう。すなわち造離宮司は、同じ令外官ではあつても、設置から廃止までの約八十年間常置されていた造宮省とは性格を異にするものであつて、天平十四年八月癸未に開始された造離宮司による紫香樂宮造営は、造宮省によるものとは區別して捉えるべきであると考え

る。また造宮卿と輔が共に出向することについては、八世紀における令外の造宮官司が相互に官司機構の一部署を出向させることによつて造宮を遂行していたとの指摘があり、⁽¹⁵⁾ この場合の造離宮司も同様に造宮省からの人材派遣によつて造宮を行つた別官司であると位置づけるのが妥当であろう。

続いてもう一つの事例である、保良宮造営について検討したい。保良宮の造営には、天平宝字三年十一月戊寅条に、

遣^二造宮輔從五位下中臣丸連張弓、越前員外介從五位下長野連君足、造^一保良宮。六位已下官五人。

とあつて、造宮輔である中臣丸張弓が派遣されていることが確認される。亀田・今泉両氏が造宮省の保良宮造営関与の証左とされたのはこの中臣丸張弓の保良宮派遣記事である。当該条で派遣されていたもう一人である長野君足については、これ以前も以後も、何らかの造営に關与した記事は確認されない。すなわち、造宮開始当初に派遣された官人で造宮省関係であることが確実視されるのは中臣丸張弓のみである。

その後保良宮造営が一定の段階を迎えた同五年十月己卯条には、

詔曰、為_レ改_二作平城宮_一、暫移而御_レ近江国保良宮。
是以、国司史生已上供_レ事者、并造宮使藤原朝臣田
麻呂等、加_二賜位階_一。(中略)授_二正四位上藤原朝臣
御楯從三位、從五位下藤原朝臣田麿、巨曾倍朝臣難
波麻呂、中臣丸連張弓並從五位上、正六位上椋垣忌
寸吉麻呂、葛井連根主並外從五位下。

と、保良宮造宮に功があつたとみられる官人が叙位され
ている。保良宮造宮は藤原仲麻呂によつて領導されたと
考えられており、今泉隆雄氏によれば、本日条の叙位記
事の藤原田麿以下は保良宮造宮のために設置された「造
宮使」であつた可能性が高いとされる。これら本日条で
叙位された官人について見ていくと、近江国按察使であ
る藤原御楯や近江介の巨曾倍難波麻呂といつた近江国関
係の官人¹⁶⁾、および本日条で造宮使として見える藤原田麿
や造宮輔の中臣丸張弓といつた造宮関係の官人が中心と
なっていることが判明する。そしてこれらのうち、この
日以前に造宮省への任官が認められる者はやはり中臣丸
張弓一名のみであり、他に造宮省が明確に関与した形跡
は見いだせない。特に造宮省の中心となっているのは藤原
田麿であると思われ、少なくとも造宮省が主体的に保良
宮造宮に當つたとは考えがたい。当該期の造宮省の活動

については、本日条の冒頭部分「為_レ改_二作平城宮_一」や、
同元年五月辛亥条「天皇移_二御田村宮_一。為_レ改_二修大宮_一
也。」の様に、天平宝字年間に平城宮の改修が続いてい
ることから、そちらを担当したものともみられる。

以上二つの事例によつて、造宮省の副都・離宮造宮へ
の関与を検討したが、いずれの場合も造宮省官人の関与
は認められるものの、造宮省の職掌とは区別するべきで
あることが明らかとなつた。またこれら以外に造宮省が
副都や離宮の造宮に主体的に関与した史料は確認できず、
造宮省は例外なく首都の宮殿造宮のみを担当したもので
あつたとみるべきであろう。

ところでさきに示したように紫香樂宮は天平十七年頃
首都化する¹⁷⁾と考えられている。当該時期の造宮について、
所謂大糧申請文書に含まれる、四月と十月の木工寮解と
造宮省移¹⁸⁾から検討を試みたい。これらの文書について数
値のみを示したものが表1である。この年聖武天皇は四
月には紫香樂に、十月には平城に所在していることが
『統紀』によつて確認されるが、この点について表1の
数値と比較すると、木工寮と造宮省の配置は天皇の所在
と対応していることが知られる。木工寮については長山
泰孝氏が指摘されるように、臨時に造宮省などに人員を

供出していた可能性も考えられるが、一方では前章で示したような通常業務も遂行する必要があったと思われ、一概に宮都造営に関わったものとは考えがたい。しかし造宮省は文字通り宮城造営を掌る官司であり、その造宮省が工人や衛士のもとを甲賀宮、すなわち紫香樂宮に配置しているということは、造宮省が担っていたのは甲賀宮における造作であつたものと考えられる。そこで四月の甲賀宮における造宮省の人員を見ても多数の衛士が所屬しており、造宮省が造営の主たる役割を担っていた可能性が高い⁽¹⁹⁾。また現場で指導的役割を果たしたと考えられる長上工⁽²⁰⁾の員数も木工寮に優っており、この点も造宮省が天平十七年の紫香樂宮における造作に主導的な役割を担ったことを示す傍証となろう。この様に当初は離宮であつても、後に首都化した場合には造宮省の管轄となつたものと考えられる。

こうした首都における造作のみを担うという造宮省の職掌は、唐将作監が副都洛陽や離宮などの造営も担当した点と比較して、日本的な特徴をもつたものであると言えよう。

かかる差異は、彼我の首都のあり方に起因するものと考えられる。首都・副都の問題については古く瀧川政次郎氏

の論考があるが、それによれば日本の複都制は唐の複都制を模倣したもの、内実は大いに異なつていたとされる。すなわち唐の場合は長安・洛陽の二都がそれぞれ経済的・軍事的側面を担い、不可分の関係であつたのに対し、日本では複都制の形態のみを導入したため、唐のように各都城が相互補完的に作用するような実態はなかつたとされた⁽²¹⁾。これに対し仁藤敦史氏は、天武朝における難波宮整備の背景には、難波周辺の豪族層を難波宮に朝参させることによつて王権に取り込もうとする意図があり、日本の複都制も決して形式のみではなく、実を伴つた制度であつたことを指摘されている⁽²²⁾。

仁藤氏の所説は首肯すべきものと考えるが、それでは日唐の複都制の最大の違ひは何であろうか。ここで彼我の史料における「兩京」の用法に着目したい。日本で「兩京」といえば左右兩京であり、平城京であれば平城京の左京と右京を指し、平城と難波のような二つの京をして「兩京」と称した史料は管見の限り見当たらない。これに対し唐で「兩京」といった場合、

兩京都市署〔京師有東西兩市、東都有南北兩市〕（後略）

などに見えるように⁽²³⁾、基本的に京師すなわち長安と、東

表1 天平十七年における木工寮と造宮省の配置

		4月			10月		
		甲賀宮	久仁宮	(計)	奈良宮	甲賀宮	(計)
木工寮	史生	—	3	3	3	—	3
	長上	4	7	11	11	—	11
	番上	95	12	107	91	—	91
	飛驒匠	38	—	38	19	18	37
	廝	10	—	10	6	4	10
	直丁	—	2	2	2	—	2
	廝	—	—(2カ)	2	—(2カ)	—	2
	駟使丁	20	70	90	76	—	76
	廝	—	45	45	38	—	38
	(計)	167	139	308	246	22	270
造宮省	長上工	10	4	14	13	—	13
	史生	—	2	2	8	—	8
	番上工	59	1	60	63	—	63
	直丁	—	3	3	3	—	3
	廝	2	—	2	2	—	2
	飛驒匠	42	—	42	27	18	45
	廝	12	—	12	9	3	12
	焼炭仕丁	—	20	20	19	—	19
	廝	14	—	14	13	—	13
	衛士	774	21	795	197	563	760
	火頭	403(4)	—	403(4)	397	—	397
	医師	—	—	—	1	—	1
	省掌	—	—	—	2	—	2
	民領	—	—	—	27	2	29
作瓦仕丁	—	—	—	3	—	3	
廝	—	—	—	3	—	3	
(計)	1316(7)	51	1367(8)	787	586	1373	

注1) 本文注18の文書の数値をもとに作成。各文書中の人員の配列は、表作成にあたって整理を加えたため、原文書の配列とは異なる。

注2) 木工寮については直丁の廝の所在が記されておらず、便宜的に直丁と同じ地区に()付きで書き入れた。尚所在地ごとの合計人数には含んでいない。

注3) 造宮省について、四月の火頭の人数の横に傍書が存在するため、表中では傍書の数値を()で示した。

都洛陽の総称であった。すでに通説的理解ではあるが、やはり唐では長安・洛陽は不可分な関係にあり、兩京が揃って首都たり得たものである。他方日本は、仁藤氏が高御座や京職などが存在することが首都の要件であると述べられているように、首都の優位性が際立っていたものと考えられる。そこで改めて留意されるのは、首都の造営のみを掌った造宮省の性格であろう。

平城京造営時には造宮省の他に、造平城京司が設置されたことが知られる。⁽²⁵⁾ 造平城京司と造宮省の関係については、井上薫、岩本次郎の両氏によって、それぞれ京城と宮城の造営を分掌したことが明らかにされている。また岩本氏は、造平城京司長官は正四位下中納言阿倍宿奈麻呂、従四位下民部卿多治比池守といった高官であるが、当時の造宮卿は正五位上大伴手拍であることから、明らかに造平城京司が格上であると指摘された。加えて中納言・民部卿のみならず、次官には神祇を掌ったと思われる中臣人足、帯剣寮長官である小野馬養らが存在することから、造営工事はもとより神祇や警備の面にも万全を期した官司であるとされた。こうした指摘は首肯すべきものと考え、太政官の構成員である中納言や、賦役を掌る民部卿が長官に充てられていることを評価すれば、

造平城京司は平城京造営全体の統括を担った官司であったことが想定されよう。

造平城京司と造宮省の間に直接の所管・被官関係があったか否かは不明であるが、造平城京司は造宮省に比して圧倒的に規模が大きく、初期の長官の位階も明らかに上である。このことから今泉隆雄氏は、平城京造営では宮よりも京の造営が優先したものと位置づけられた。しかしさきに示したように、造平城京司が平城京造営全体を統括した官司であるとするならば、宮城のみの造営を担当し、令外官司でありながら「省」として設置されている造宮省を過小評価すべきではない。また造宮卿大伴手拍の位階は当初こそ正五位上であるが、造平城京司設置の翌年である和銅二年正月丙寅には従四位下に昇っており、造平城京司長官の一人である多治比池守と同位になっていることが確認される。これらの事実を鑑みれば、やはり造宮省の存在を軽視するべきではない。

今泉氏は、造宮省が「主に」首都の造営を担当した点について、造宮省の規模が複数の造営事業に対応しない程度の規模であったためと評価されている。⁽²⁶⁾ しかしここで見たように造平城京司という、平城京造営を総監する官司が設置されているにもかかわらず、省として宮殿

造営を担当した造宮省が存在していることは、首都の宮殿の造営を掌る造宮省の位置づけの重さを示しているものと考ええる。以下、この造宮省の性格について検討していきたい。

三 造宮省の性格と古代日本における「造宮」の位置づけ

造宮省の性格を検討するにあたり、まず造宮卿に補された人物に注目したい(表2参照)。

初期の造宮卿には、初見の大手手拍や梶犬養筑紫といった、古くから軍事的職能をもつて王権に奉仕した伴造氏族の存在が確認される。また同じく初期の造宮卿である多治比県守は、宣化天皇曾孫とされる多治比王の子で天武・持統朝に活躍した、多治比嶋の子である。すなわち皇親氏族と位置づけられ、天皇と近い存在であったものと考えられよう。また天平年間には智努王という皇親そのものの補任も知られる。この様に古くから王権に奉仕した氏族や、皇親・皇親氏族が任命されているという点から、造宮省は天皇家と密接に関わった官司であった可能性が高いと考える。特に智努王は、天平年間には造宮卿や木工頭といった、造営に関わる要職を務めている

ことが確認されるが、その官歴を通じて職事官への補任がほとんど知られない人物である。この智努王は称徳天皇崩御後、吉備真備によって皇位に推されていることなどから有力な皇親であったことが指摘されているが、造宮卿や木工頭への任官は、こうした皇親としての性格によるものであったと考える。続いて、造宮省を補うように設置された官司の検討を通じて、造宮省の性格を見ていきたい。

神龜元年三月壬午、催造司と称する官司が設置されている。この催造司については、藤原武智麻呂が造宮卿を離れた後に、それまで武智麻呂が握っていた造営を総監する機能を官司として新たに組織し、造宮省を統轄下に置いたものであることが今泉氏によって明らかにされている。この催造司への補任は、僅かに葛城王、小野牛養阿倍広庭の三名が知られるのみである。これらの三名については既に、藤原氏との関係が強いという今泉氏の指摘がある。この指摘は基本的に正しいと思われるが、もう少し詳細にみておきたい。天平二年九月戊寅に催造司監に任ぜられた葛城王は後の橘諸兄であり、言うまでもなく光明皇后の異父兄に当る人物である。小野牛養は、同じく天平二年に催造司監に任ぜられるが、その前年か

表2 造宮卿一覧表

年月	名	位階	備考	主な宮都関連事項
和銅 1.2				平城京造営の詔
和銅 1.3	大伴手拍	正五位上	任官	
和銅 3.3				平城遷都
和銅 4.9				宮垣いまだ成らず
和銅 6.9	大伴手拍	従四位下	卒	
霊亀 1.5	多治比県守	従四位下	任官	
養老 5.9	藤原武智麻呂	従三位	任官	
神亀 1.4	県犬養筑紫	従四位下	卒	
天平 12.12				橘諸兄、恭仁を経略に先発。恭仁京造営開始。
天平 13.9	智努王	正四位下	任官	
	巨勢奈弓麻呂	正四位上	任官	
天平 14.8	智努王	正四位下	任造離宮司	紫香楽宮造営開始
天平 17.5				平城遷都
勝宝 5.3	巨勢奈弓麻呂薨	従二位	薨	
宝字 1.5				平城宮改修
宝字 3.11				保良宮造営開始
宝字 4.1	石川名人	従四位下	任官	
宝字 5.10				平城宮改作
神護 1	高麗福信	従三位	任官	
景雲 3.10				由義宮を西京となす
宝亀 4.2				造宮卿高麗福信が専知する楊梅宮完成
宝亀 7.3	高麗福信	従三位		
天応 1.5	藤原鷹取	従四位上	任官	
天応 1.7	藤原鷹取	従四位上		
延暦 1.4				造宮省廃止の詔

注) 造宮卿としての初見・終見を採録した。

ら皇后宮大夫を務めており、天平六年五月一日の造物所
作物帳に「大夫従四位下兼催造司監勲五等小野朝臣牛
養⁽²⁸⁾」と見えることから、少なくともこの時まで皇后宮大
夫と催造司監を兼官していたことが確認される。また天
平四年二月乙未の薨時に「催造宮長官」とみえる阿倍広
庭は、天平元年八月の光明子立后に際して勅を宣した人
物である。この様に催造司に任ぜられた三名には、いず
れも光明皇后との関係を見いだすことができる。

造宮卿であった武智麻呂は、神龜元年二月には既にそ
の任を去っていたことが『家伝』下によって知られる⁽²⁹⁾。そ
催造司はその直後に置かれたものであり、今泉説の如く
武智麻呂が直接管掌できなくなった造宮省を管轄下に置
くための存在であったと考えてよいであろう。しかし確
認される限りの催造司の人事には、藤原氏との関係に加
え、光明皇后との関係も見出し得ることは前述の如くで
ある。さきに示した様に、造宮省は天皇家と密接な関係
を有していた可能性が高いが、かかる性格の官司を統括
するにあたり、皇后との結合によってその正当性を補う
必要があったためと考える。

もう一つの例として、称徳朝における造宮官司の在り
方について見ておきたい。

称徳朝の造宮省は高麗福信が卿を務めている。この高
麗福信は紫微少弼を務めるなど、仲麻呂政権下に活躍し
た官人であるが、仲麻呂の乱後も変わらず地位を保って
いる。また天平十六年六月丁酉に春宮亮に任ぜられてい
ることから、皇太子時代の称徳と接点を持ったと思われ⁽³⁰⁾、
称徳天皇と高麗福信との間には強い結びつきが想定され
る。

またこの時期には修理司が設置されたことが知られる⁽³¹⁾。
松原弘宣氏によれば、修理司は仲麻呂の乱鎮圧に功のあ
ったものを登用した官司であるとされる。特に修理長官
である中臣伊勢老人は、称徳朝の外衛中將や中衛員外中
將といった称徳直属の武官を務めていることに加え、称
徳天皇発願である西隆寺の造営にも、造西隆寺長官とし
て関与している⁽³²⁾。この様に修理司についても、称徳天皇
との人格的結合が看取されよう。

なお称徳朝には、河内国に由義宮が営まれている。こ
の由義宮の造営を担った造由義大官司は摂津や河内の官
人が中心となって構成されたことが今泉氏によって指摘
されている。すなわち同宮の造営は道鏡と密接に関わっ
て行われたものと考えられ、このことから法王道鏡との
結合が指摘できよう。

これらから、称徳朝における造営官司の設置・補任は、いずれも天皇や法王道鏡との人格的結合にもとづいて行われたものと考えられる。

この様に八世紀の日本においては、宮都造営に関わる官人が、天皇家との人格的結合を背景に任命されるものであった可能性が高い。これに対して、唐における宮殿造営と皇帝との人格的結合の有無についても確認しておきたい。

表3に示したように、唐代では将作監が造営に関与したことを窺わせる史料が散見し、基本的には将作監が造営を担ったものと見て大過あるまい。将作監に補任された官人は相当数確認され、ここで逐一掲げて検討することはできないが、少なくとも造官省の様に皇帝との結合を顕著に見出すことは出来ない。そこで将作監以外が行った造営に着目すると、『唐会要』卷三十、雜記には貞元四年と五年に戸部侍郎である班宏が延喜門・夾城・玄武楼を、同十二年には戸部尚書の裴延齡が望仙楼を、また同年に度支郎中兼御史中丞副知度支の蘇弁が三殿前会慶亭を、それぞれ修築・造営したことが見えている。これらはいずれも徳宗の貞元年間の記事であるが、ここで名の挙がった三名について確認しておきたい。班宏は

「清絜勤力」⁽³³⁾とされるように、能吏であつたことが想定される。裴延齡は列伝によれば周囲からの評判は芳しくなかつたようであるが、死後太子少保を冊贈されており徳宗の信任が厚かつたらしい⁽³⁴⁾。また蘇弁は列伝が「良吏」の巻に収められており、やはり能吏であつたと推定される。以上のことから、これら三名は皇帝の信を得た能臣であつた可能性が高い。この想定が妥当であるとすれば、唐においても皇帝との人格的結合によつて造作が行われていたと思われる。但し徳宗、順宗が相次いで崩御した後に、

先是、度支以制用惜費、漸奪百司之職、広署吏員、繁而難理。佑始奏、營繕歸之將作、木炭歸之司農、染練歸之少府、綱条頗整、公議多之、朝廷允其議。

と、營繕の職掌は將作に戻すべき、などの上表がなされている⁽³⁵⁾。また『唐会要』卷三十には、憲宗の元和年間に軍を動員した造営・改修が頻繁に行われたことが記されている⁽³⁶⁾。こうした事態に対しては、

(前略) 詔六軍使、修麟德殿之東廊。軍使張奉国以公費不足、出私財以助用、訴於執政。度從容啓曰、陛下營造、有將作監等司局、豈可使

表3 唐代における将作監による造営関係記事

皇帝	年	西暦	月日	記事内容	典拠
太宗	貞観	627-649	初	将作大匠竇璡、洛陽宮を修葺	旧：列伝11 新：列伝20
	貞観	627-649	初	将作少匠閻立德、高祖の山陵を営む	旧：列伝27
	貞観4	630	—	戴胄、九成宮の興作で司農・将作の丁が不足であるとして、皇帝の洛陽修復事業を諫める	新：列伝24
	貞観10	636	—	将作大匠閻立德、文徳皇后の昭陵を営む	旧：列伝27
	貞観14	640	8.5	将作大匠閻立德を派遣し、避暑地に襄城宮を建つ	会：30
	貞観19	645	5.庚午	将作大匠閻立德、土を布き橋を作る	資：197
	貞観21	647	4.9	将作大匠閻立德、太和宮を復興する	会：30
	貞観	627-649	中	将作少匠姜行本、九成・洛陽宮及び諸苑籓を護作	新：列伝16
高宗	乾封3	668	4	将作大匠閻立德、九成宮の新殿を造営	会：30
	儀鳳	676-678	中	司農卿韋機、将作・少府を領して高宗の恭陵を改修	旧：列伝39
	儀鳳	676-678	中	司農卿韋機、将作・少府を領して離宮などを造営	旧：列伝39 新：列伝25
玄宗	開元15	727	1.12	将作大匠范安及、渠を修繕	資：213 会：87
	開元19	731	6	京城内諸橋・城・門・街の修営は将作が行えと勅	会：86
	開元25	737	是歳	将作大匠康魯素、洛陽の明堂を解体	資：214
	—	712-755	—	将作少監李尚隱、橋陵を営む	新：列伝55
徳宗	—	780-805	—	将作少監柳晟、崇陵を護作	新：列伝84
	建中1	780	9.壬午	将作、宣政殿の廊の解体を奏上	資：226 会：30
順宗	永貞1	805	—	杜佑、営繕の職掌を将作に戻すことを上奏	旧：列伝97 新：列伝91
憲宗	元和2	807	—	裴度、憲宗が将作において六軍使に麟徳殿東廊を改修せしめた事を諫める	旧：列伝120
文宗	大和5	831	5	将作監王堪、太廟を修するも弛慢により罰せらる	旧：列伝123 会：18 新：列伝94

注1) 具体的な年月日が不明な箇所は月日欄を「—」とし、史料中に「貞観初」「貞観中」などと見える場合は「初」「中」と記す

注2) 典拠史料は以下の如く略し、巻番号を付して示した。なお資治通鑑は通巻番号による。旧…旧唐書、新…新唐書、会…唐会要、資…資治通鑑

臣破産「營繕」(後略)

とあるように、諫言が行われている。⁽³⁷⁾この様にいずれの場合も、令制官司である将作監に造営の権限を戻すことが提唱されていることが確認される。これらのことから、唐において皇帝が自らとの結びつきの強い人物や軍に造営を任せることがあったとしても、それはあくまでも例外的なものであったと見る事が出来よう。この様に、唐では令に規定される官司が造営を行うことが基本であったと見られ、天皇家と密接に結びついた令外官司が造営を担当することが常態であった日本とは著しい相違を見出すことができる。

そこで、日唐律令における宮殿造営の位置づけについて見ておきたい。大宝元年七月戊戌条には、大宝令施行に際しての令外官司の処遇について制した太政官処分が載せられている。

太政官処分、造宮官准職、造大安・薬師二寺官准寮、造塔・丈六二官准司焉。

この記事から、宮殿造営を担当する官が大宝令以前から存在していたにも関わらず、結局令には規定されなかったことが窺えよう。また唐令では、開元三年の營繕令逸文「宮殿皆四阿、施鴟尾。」や、同じく唐營繕令逸文

かと思われる「天子之宮殿、皆施重栱・藻井。」⁽³⁸⁾の様

に宮殿造営に関する具体的な規定が存するが、日本令ではほぼ皆無である。唯一營繕令私第宅条に、「凡私第宅、皆不得起樓閣、臨視人家。」⁽³⁹⁾宮内有「營造及修理」、皆令「陰陽寮」⁽⁴⁰⁾日。」とあって、宮内における造作は日を扱べと規定されているだけである。これとて造作に関わる具体的規定とは言い難い上、唐令では一条として独立していたと考えられるものが、私第宅条の後半に編入されている。この様に日本令における宮殿造営は、唐令に比して明確に位置づけられたものではないと考えられる。以上から、古代の日本においては「造宮」そのものが令外の営為であったと位置づけられる。ところで同様に令外官司である造寺司の一つ、造東大寺司は皇后宮職と強い繋がりを持って成立したとする指摘がある。⁽⁴⁰⁾前掲大宝元年七月の太政官処分では、造寺・造仏に関わる官も含まれていたが、この指摘を踏まえれば、造寺司も天皇家と密接に関わって設置されていたと考えられ、当該記事で処遇が制されたのは、いずれも天皇家と強い結合を持った官司であった可能性が高い。

日本古代の天皇について、神祇祭祀のような、固有かつ本質と関わる部分は唐の律令とは異質すぎて律令に定

めることが出来ず、七世紀までの大王の在り方を継承しつつ存在していたという指摘がある⁽⁴¹⁾。これら造宮・造寺といった事業においても前代の影響が強く残り、天皇と密接に関わって行われていたために令に規定されなかったと考えられよう。特に本稿の関心である造宮については、『延喜式』の祝詞などから、天皇の人格と密接に関わった宗教的儀礼としての性格が見出される⁽⁴²⁾との指摘があり、造宮が天皇の本質に関わるものであった可能性を示唆していよう。

おわりに

ここまで唐制との比較を通じ、八世紀の日本における宮都造営について検討を加えてきた。その結果、当時の日本における造宮は、天皇家と密接な関係のもとに、令外の事業として展開していたことが明らかとなった。

今回本文中では具体的に触れなかったが、造宮省が廃止された後に行われた長岡京や平安京の造営には、造長岡宮使や造宮使・造宮職といったやはり令外官司が設置されている。そしてこれらには藤原種継や菅野真道といった桓武天皇との人格的結合が強いと思われる人物が⁽⁴³⁾あてられたことが明らかにされている。また九世紀初頭の

平城太上天皇による平城宮造営には、藤原真夏、真雄や仲成といった平城太上天皇側近が派遣されている⁽⁴⁴⁾が、実際に太上天皇が移幸する際に派遣された造宮使は、藤原冬嗣や坂上田村麻呂といった嵯峨天皇側の官人であり、⁽⁴⁵⁾双方の人格的結合に基づいた官人派遣のせめぎ合いといった様相を呈している。

この様に伴造氏族による造営、皇親による造営、あるいは天皇の側近による造営など時期によって差異はあるが、宮都造営に関わる官人が総じて天皇家と近い関係にあるという点は共通していよう。

ところで北村優季氏は、歴代遷宮に論及された際に、先に示した造宮の宗教的性格に加え、顕宗即位前紀の室寿の記載から、家と主人の人格が密接な関係にあったことを指摘され、歴代遷宮時代の宮と大王という人格との一体性が強固であったと位置づけられた⁽⁴⁶⁾。本稿での検討を踏まえれば、造営を担当する官人と天皇家は密接に結びついていたと考えられ、歴代遷宮時代の宮殿と天皇の人格との関係は八世紀段階でも残存していたと思われる。

都城制の導入によって、それ以前の宮室の伝統が全て捨て去られたわけではなく、むしろそうした伝統が、日本⁽⁴⁷⁾の宮都に重要な影響を与えているとの指摘がある。こ

これまで述べてきたように、八世紀の日本における宮都造営の体制は唐とは全く異なったものであり、七世紀以前からの伝統の影響を受けた日本固有のものである可能性が高い。七世紀以前の問題については機会を改めて検討することとしたいが、この様に造営官司の性格という点からも、日本の宮都が持つ固有性を見出すことが出来るものと考ええる。大方のご叱正を賜りたい。

註

- (1) 井上薫「造宮省と造京司」(『日本古代の政治と宗教』、吉川弘文館、一九六一年)、岩本次郎「平城京の造営経過について——特に官司機構を中心として」(『大和文化研究』八一—、一九六三年)、亀田隆之「造宮省」(『日本古代制度史論』、吉川弘文館、一九八〇年)、今泉隆雄「八世紀造宮官司考」(『古代宮都の研究』、吉川弘文館、一九九三年)。以下、本稿で各氏の研究に触れる際、特に記さない限りはこれによる。
- (2) 清水みき「長岡京造営論——二つの画期をめぐって——」(『ヒストリア』一一〇、一九八六年)、長山泰孝「木工寮の性格と造営事業」(『律令負担体系の研究』、塙書房、一九七六年)、松原弘宣「修理職についての一研究」(『ヒストリア』七八、一九七八年)。以下、本稿で各氏の研究に触れる際もこれによる。
- (3) 「凡京内大橋及宮城門前橋者、並木工寮修造。自余役」

八世紀の宮都造営——唐制との比較を通じて

- 京内人夫。」なお「宮城門前橋者」について古記では「當宮門橋者」としており、大宝令と文言の異同が認められるが、内容的にはここで問題となるような差異はない。
- (4) 「穴云。凡木作及採材。此司支度。申官令採。及掌作耳。」「義云。人功者閑月心役。故賦役令。七月卅日以前奏訖。役直材木等。預須科備。故此令前年申送者。然則此司不自採木。仰所出之國令採耳。」
- (5) 「凡雇役丁者。本司預計当年所作色目多少申官。録付主計。覆審支配。(後略)」の「本司」について、義解、令積、古記、穴記、讚はいずれも木工寮であるとす
- (6) 「凡有所營造及和雇造作之類。所司皆先録所須總數。申太政官。」の「所司」について、穴、朱、釈は木工寮であるとし、讚も「造賜所司也。摠録所須。謂可造物。所司惣用。石一百柱一百之員申官。々下木工寮。細經單功耳。(後略)」と、木工寮が数量の計算に關与していることを説く。
- (7) 「凡在京營造。及貯備雜物。毎年諸司摠料来年所須。申太政官付主計。(後略)」について、「穴云。諸司。諸物所須之本司是也。問。賦役令。本司録当年所作之色目多少申官。本司謂木工寮者。未知。此条何會作。答諸司見合造物本司及木工寮是也。言造物本司先移寮。々申官也。」とあつて、やはり手續上木工寮の關与が確認される。
- (8) 青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令國家論攷』、岩波書店、一九九二年)、大津透「唐日賦役令の構造と特

色」(池田温編『日中律令制の諸相』、東方書店、二〇〇二年)など。

(9) 古瀬奈津子「律令官制成立史についての一考察——日唐職員令における職掌字句の比較——」(『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八年)。なお双方の字句は左記の通りである。

左校署「掌宮構木作採材等事。」 右校署「掌宮土作瓦泥并焼石灰厠溷等事。」

木工寮「掌宮構木作及採材事。」 土工司「掌宮土作瓦渥并焼石灰等事。」

(10) なお松原弘宣氏は『家伝』の記事について、造宮省が修理を行うことが異例であったために記されたものであり、宮殿修理は造宮省本来の職掌ではなかったとされている。しかし松原氏は慮外に置かれているが、『家伝』下の、仲麻呂による祖先顕彰事業としての性格を考えれば、武智麻呂自らが改作を行ったという点を強調していると思われ、氏の指摘には従いがたい。

(11) 橋本義則「天平十七年大糧申請文書の再検討——紫香樂宮攷(二)——」(『山口大学文学会誌』四九、一九九九年)

(12) 天平十三年九月乙卯条、巨勢奈弓麻呂および智努王、造宮卿任官。巨勢奈弓麻呂は天平勝宝五年三月辛未条まで造宮卿として見え、智努王は前掲天平十四年八月癸未条が造宮卿としての終見。高岡河内は同日条にのみ輔として記事がある。また秦下嶋麻呂は天平十四年八月丁丑条に見任の録として見える。

(13) 神龜元年十月壬寅の造離官司らへの賜祿、同三年九月壬寅の門部王・多治比広足・村国志我麻呂ら十八名の造頓官司任官、天平十二年十月壬申の造伊勢国行官司の任命など。

(14) 仁藤智子「行幸における従駕形態をめぐって——鹵簿と律令官僚制——」(『平安初期の王権と官僚制』、吉川弘文館、二〇〇〇年)

(15) 風間重紀子「天平宝字年間における法隆寺金堂の造宮——作金堂所解の検討を中心に——」(『正倉院文書研究』九、二〇〇三年)

(16) 御楯は天平宝字五年正月壬寅に伊賀近江若狭按察使に任ぜられ、同八年六月乙亥の薨時に「従三位授刀督兼伊賀近江按察使」と見えるので、本日条段階も近江按察使であったと考えられる。また巨曾倍難波麻呂は天平宝字三年五月壬午に近江介に任ぜられている。

(17) 前掲注(11)橋本氏論文。

(18) 『大日本古文书』二卷四〇一頁(以下二一四〇一のように略記)、二一四六三、二一四一―二九三、二一四七三。

(19) 獄令徒流囚条には「凡徒流囚在役者、囚一人兩人防援。在京者、取物部及衛士充。(後略)」とあって、囚人の使役に衛士の存在が必要であったことが確認される。宮都造宮という大規模な事業においては、囚人の動員も不可欠であったと思われる、衛士を抱える造宮省が、囚人動員の権能を付与されていた可能性が高い。

(20) 櫛木謙周「律令制下の技術労働力編成——技術官人を中心に——」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九

九六年)

- (21) 瀧川政次郎「複都制と太子監国の制」(『法制史論叢第二冊 京制並に都城制の研究』、角川書店、一九六七年)
- (22) 仁藤敦史「複都制と難波京」(『古代王権と都城』、吉川弘文館、一九九八年)
- (23) 『旧唐書』卷四十四、志二十四、職官三、兩京都市署条。なおかかる用例は枚挙に暇がない。
- (24) 仁藤敦史「古代都城の首都性」(『年報都市史研究』七、一九九九年)
- (25) 和銅元年九月戊子条
- (26) なお氏の論考では「主に」首都の造営を掌ったとされているためその様に引用したが、あくまでも首都の造営のみを掌ったと考えられること、前述の如くである。
- (27) 高島正人「奈良時代の文室真人氏」(『奈良時代諸氏族の研究 — 議政官補任氏族 —』、吉川弘文館、一九八三年)
- (28) 一一五五三
- (29) 「神龜元年二月、叙正三位。知造宮事如故。」なお「知造宮事」については官職名と見るか、「造宮の事を知ること故の如し」と読んで、引き続き造宮のことを管掌していたと見るかで先行研究の見解が分かれる。しかしいずれの場合も武智麻呂が既に造宮卿から遷任していることに変わりはないので、本稿ではその問題については問わない。
- (30) 近江昌司「仲麻呂政権下の高麗朝臣福信」(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、続群書類従完

成会、一九八五年)によれば、福信は東宮時代より称徳と繋がっており、特に光明皇太后崩御後はその繋がりを一層強くしたと指摘される。

(31) 神護景雲二年七月戊子条の長官、次官の任官記事を初見とし、宝龜九年三月丙辰まで存在が確認される。

(32) 神護景雲二年六月戊寅「従四位上外衛中将兼造西隆寺長官參河守勳四等伊勢朝臣老人」、同年七月戊子条「従四位上伊勢朝臣老人為修理長官」、造西隆寺長官中衛員外中将如故。など。

(33) 『新唐書』卷百四十九、列伝七十四、班宏伝

(34) 『旧唐書』卷百三十五、列伝八十五、裴延齡伝

(35) 『旧唐書』卷百四十七、列伝九十七、杜佑伝

(36) 元和十二年四月に詔によって右神策軍が夾城を、同十三年二月には同じく詔により六軍使が麟徳殿右廊を、同十四年三月には勅により左右軍が興慶宮政樓を、それぞれ造作した記事が見える。

(37) 『旧唐書』卷百七十、列伝百二十、裴度伝、元和十二年条。

(38) 『六典』卷二十三、左校令条所引。なお仁井田陞氏は『唐令拾遺』において、当該記事を唐令の逸文と位置づけられつつも、第三条にあたるか第四条にあたるか明白でないとして、復原条文中には含められていない。

(39) 開元七年令「諸修理宮廟、太常先扱日以聞。然後興作。」

(40) 渡辺晃宏「造東大寺司の誕生 — その前身機構の考察を中心に —」(『続日本紀研究』二四八、一九八七年)。ま

た吉川真司氏もこれまでの研究史をまとめられた上で、東大寺前身寺院と皇后宮職の強い関係指摘されている〔東大寺の古層 ―東大寺丸山西遺跡考―、『南都仏教』七十八、二〇〇〇年〕。

ものである。貴重な御意見を下さった方々には改めてお礼の言葉を申し上げます。

(41) 大津透『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）

(42) 北村優季「首都論と日本古代の都城 ―律令国家と都城―」（『日本史研究』四七六、二〇〇二年）

(43) 今泉隆雄前掲注(1)論文、同「平安京の造京式」（前掲注(1)書所収）。

(44) 『類聚国史』卷二十五、太上天皇（平城）、大同四年十一月丁未条では藤原真夏、真雄ら四名が太上天皇宮の為に撰津の豊嶋・為奈および平城旧都を占したとある。また同月甲寅条では藤原仲成、田口息継が平城宮造営に派遣されている。

(45) 『日本後紀』弘仁元年九月癸卯条

(46) 前掲注(42)、北村氏論文

(47) 前掲注(22)、仁藤氏著書

【付記】

本稿は三田史学会大会報告「日唐における宮都造営官司の体制 ―造営対象を中心として―」（二〇〇四年六月）と、二〇〇四年度慶應義塾大学に提出させていただいた修士論文「八世紀における宮都造営の体制と特質 ―日唐の官司比較を通じて―」および、東北アジア文化学会第十次国際学術大会報告「八世紀の日本における宮都造営 ―唐制との比較を通じて―」（二〇〇五年六月）をもとに、新たに再構成した